

平成29年度 第2回東郷町地域包括支援センター運営協議会会議議事録

日 時	平成30年2月14日（木）午後3時から午後4時まで
場 所	役場2階 第4会議室
出席者	委員（敬称略、順不同） 制野 司 学識経験者 小島 通範 福祉関係者 土山 典子 保健関係者 木下 雅盟 医療関係者 松山 陽二 介護サービス事業者代表 柘植 由紀子 家族介護者代表
傍聴者	なし
事務局	福祉部長、長寿介護課4名、東郷町地域包括支援センター2名
議 題	「地域包括支援センター増設の方向性について」 (1) 地域包括支援センターの増設の方向性について (2) 地域包括支援センターの行う業務に係る方針について (3) 地域包括支援センターの担当圏域について (4) 地域包括支援センターの職員の確保について

1 あいさつ

会長あいさつ

2 議題

地域包括支援センター増設の方向性について

(1) 地域包括支援センターの増設について

事務局	<p>センターの設置等に関する決定は、市町村が行うものとされているが、運営協議会は市町村の適切な意思決定に関与するものとされている。センター設置に関する事項として今回4つの議案を上げている。委員の皆様な意見を聞き、町の方向性を決めたいと思っているため、意見をお願いしたい。</p> <p>増設についての案として、圏域を2か所とし、既存のセンターの他、同一圏域ではない地域にセンターを新設する。また、新設に伴いブランチは廃止することを考えている。</p> <p>理由としては、町では平成18年度に在宅介護支援センターを廃止し、地域包括支援センターとしていこまい館に1か所、総合相談を担うブランチを1か所設置している。いこまい館が町の中心にあり利便性がたかく、これまでは、業務量の増加に対し、職員を増員することで対応してきたが、今後も業務量の増加がみこまれるた</p>
-----	--

め、2か所にして支援体制の強化を図るためである。

具体的な業務量の増加については、①「高齢者人口の増加」として、平成18年3月と29年3月の比較では、第1号被保険者数は5498人から9502人へと1.73倍に、要支援者数は133人から406人と約3倍になっている。平成37年9月（推計値）と29年3月の比較では、第1号被保険者数はわずかに増加するのみであるが、後期高齢者数は4,205人から6,059人へと1.44倍に、要支援者数も406人から604人への約1.5倍になっており、今後も、支援が必要な人が増えていくことが考えられる。

②「支援内容の多様化」として、単身世帯や高齢者世帯、認知症増加、日中独居の方も増え、介護の形も、老老介護だけでなく、育児と介護のダブルケアや単身者の親の介護、通い介護、家族に対しても支援が必要な多問題家族の支援などが必要。住み慣れた地域で安心して生活できるよう包括ケアの考えにおいても、多様化する問題に対し、丁寧に支援していく必要がある。

③「センターの業務の役割の追加や強化」として、平成28年1月に「第1号介護予防支援事業」、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援相談事業」が追加された。在宅医療、生活支援、認知症については、センターに一部又は全部委託することができる事業となっているが、センター以外が主体的に行う場合でも、連携や調整ができる体制の確保が必要になる。強化された業務として、「多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築」、「地域ケア会議の実施」があり、併せて、センターの職員が、地域ケア会議や地域への訪問、実態把握等の活動が十分にできるよう人員体制を確保するよう通知がなされている。今後期待される役割として、土日開設などの相談体制の充実や高齢者だけでなく、母子や障がい者、生活困窮者などの支援も一緒に考える地域共生社会の実現に向け、センターの役割が広がっていく可能性がある。

2か所にする妥当性については、圏域の設定については市町村の判断となっている。参考にした指標としては、①介護保険法では施行規則でセンターの標準的利用第1号保険数は、4,500人としている（町：平成29年11月末9,607人）、②17年の国の通知から人口2～3万人に1つが目安となっている（町：平成29年11月末43,382人）、③地域包括ケアの中核機関が地域包括支援センターであり、包括ケアシステムは、概ね30分以内に必要なサービスが提供できる

	範囲、具体的には中学校区を単位とされている（町：中学校数3校）ところである。また、近隣市町の状況をみても、1か所あたりの高齢者数は、3,500人から5,898人（町：2か所にすると平均4,803人）であり妥当と思われる。
会長	何かご意見、質問はあるか。
委員	特になし。
会長	全ての議題の説明を聞いてから、運営協議会としての意見をまとめたいと思う。

(2) 地域包括支援センターの行う業務に係る方針について

事務局	<p>センターが行う業務である包括的支援事業の一括委託分（「第1号介護予防支援事業（事業対象者）」、「総合相談事業」、「権利擁護事業」、「包括的継続的ケアマネジメント事業」）及び「第1号介護予防支援事業（要支援）」、センターに委託することができる「任意事業（食のアセスメント）」及び「一般介護予防事業」、センターが町の指定を受けて行う「指定介護予防支援事業所」については、原則各センターが担当圏域の高齢者を対象に実施する。</p> <p>「生活支援体制整備事業」、「在宅医療・介護連携推進事業」は主に実施する事業所はセンターとは別にある。各センターの役割や業務内容を精査し、各センターの必要に応じた委託を行う予定である。</p> <p>「認知症総合支援事業」は、新しいセンターに強化する事業であり、認知症支援に特化した機能強化型センターと位置づけ、初期集中支援チームの設置運営、認知症カフェ、家族支援、介護職員等の支援、見守り体制整備などを町と協働で重点的に取り組む予定である。既存のセンターは、引き続き推進員を配置し、担当圏域の相談支援は行い、困難ケースがあった際は、機能強化型のセンターと協力して支援していく予定である。</p> <p>事務局の案としては、以上のように業務を分担し、新設のセンターは、認知症支援に特化した機能強化型センターとして位置づけたいと考えている。</p>
会長	何かご意見、質問はあるか。
委員	特になし。
会長	全ての説明を聞いた上で、再度意見を聞くことにする。

(3) 地域包括支援センターの担当圏域について

事務局	担当圏域については、人口や住民のわかりやすさを考え、行政区で分ける案と中学校区で分ける案を考えている。行政区と中学校区は住民基本台帳で把握でき、対
-----	---

	<p>象人数の把握や統計が取りやすい利点がある。</p> <p>行政区で分けた場合、新設センターは、傍示本、祐福寺、部田、白土、春木台、西白土、部田山、清水地区を、その他の地区を既存のセンターが担当する。平成 29 年 11 月末地点で、総人口は新設センターの方が 1,250 人多く、町内施設に住所がある人を除く 65 歳以上の人口は、既存センターが 1,089 人多く、要支援者も既存センターが 76 人多い状況である。</p> <p>中学校区で分けた場合、新設センターは春木中学校を、既存センターは東郷中学校、諸輪中学校区を担当する。総人口では 160 人、高齢者人口では 1,999 人、要支援者では 114 人既存センターが多い状況である。</p> <p>事務局案としては、地区に比べ、自分の中学校区を把握している人は少ないと思われること、高齢者数の状況からしても、行政区別の案でどうかと考えている。</p>
会長	何かご意見、質問はあるか。
委員	老人クラブはどういう割り振りになっているのか。
事務局	老人クラブは、原則地区で分かれている。
委員	<p>傍示本は、今のセンターの方が近いところもあれば、新しいセンターの方が近くになる人もいる。不便なことはないか。</p> <p>中学校区の認識は、子供がいた人などは把握している人も多い。</p>
事務局	<p>どこかで線引きをしないといけない。</p> <p>相談として来てもらうこともあるが、実態把握等活動において地区に行ったり、支援が必要な人には訪問したりとセンターから出向いていく活動が多い。</p>
委員	地区により、高齢者の分布は違う。セントラル開発が進むと今後の高齢者の増加にも変化があるがその点は加味しているのか。
事務局	<p>人口分布については、策定中の第 7 期高齢者福祉計画の数値を引用しています。今回決まったことが、ずっと続くのではなく、状況により今後見直すこともある。</p> <p>センターは基本的に生活圈域ごとに設置するものであるが、これは、圏域により地域特性や課題が異なるため、圏域に応じた事業を展開する為である。2 か所のセンターが同じ活動をする必要はなく、若い人が多く今後高齢化が進む圏域にはその圏域なりの活動ができるのが 2 か所にする利点でもある。</p>

(4) 地域包括支援センターの職員の確保について

事務局	<p>人員については、条例や通知で示されている。</p> <p>事務局案として、センター業務を実施するために、常勤かつ専従の職員を以下の職種ごとに 1 名以上配置するものとし、センター業務以外の兼務は認めないものとする。なお、業務量に応じ、職員を複数配置する場合には、一部の職員は非</p>
-----	---

	<p>常勤でも可能とする。</p> <p>① 保健師その他これに準ずる者：常勤1名以上</p> <p>② 社会福祉士その他これに準ずる者：常勤1名以上</p> <p>③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者：常勤1名以上</p> <p>指定介護予防支援事業所の人員については、東郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年東郷町条例第22号）に準ずる。</p> <p>また、センターに別に委託する事業については、その業務量に応じて人員配置することとする。</p> <p>新設センターは、認知症支援機能を特化することから、認知症地域支援推進員を配置する。</p>
会長	何かご意見、質問はあるか。
委員	特になし。事務局案で了承。

議題全体を通して

会長	すべての議題の説明があったが、何か質問や意見はあるか。 2か所にするのは妥当と思われるが、圏域はどうか。
委員	（担当圏域については）必要になれば見直しをするということで、行政区での分けでよいのではないか。（その他同意見あり。）
会長	運営協議会として、センターは2か所とし、担当圏域については、事務局案の行政区とする。
会長	センターの行う業務についてはどうか。 確認であるが、認知症特化の機能強化センターは担当圏域ではなく、全体を見るということではどうか。
事務局	認知症支援に特化したセンターは、町全体を見て活動することになる。認知症地域支援推進員は各圏域に置き、各圏域の高齢者等の相談や支援を行うが、困難事例等は強化型センターが協力して行う形になる。
会長	センターの行う業務としては、事務局案通りとし、新しいセンターを認知症支援に特化した機能強化型センターとしてよいか。
委員	了承
事務局	この案で、平成30年度公募による委託法人の選定を行う。優先受託者が決定した際には、運営協議会で意見をいただきたいと思うので、協力をお願いしたい。